

不当労働行為事件の審査の状況

(令和8年上半期(1月～6月))

1 取扱状況

令和8年上半期の係属事件は2件で、うち新規申立てが1件、前年からの繰越しが1件であった。
(単位:件)

年	区分	係属件数			終結件数	継続(繰越)
		前年繰越	新規申立て	計		
4		3(3)	—(—)	3(3)	2(2)	1(1)
5		1(1)	1(3)	2(4)	—(1)	2(3)
6		3(3)	—(2)	3(5)	1(2)	2(3)
7		3(3)	1(1)	4(4)	2(3)	2(1)
8		1	1	2	1	1

(注) 括弧書は、通年の件数

2 終結状況

令和8年上半期に終結した事件は1件で、全部救済命令によるものであった。

(単位:件)

年	区分	取下げ・和解				命令・決定					計
		取下げ	無関与和解	関与和解	小計	全部救済	一部救済	棄却	却下	小計	
4		—(—)	—(—)	1(1)	1(1)	—(—)	1(1)	—(—)	—(—)	1(1)	2(2)
5		—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(1)	—(—)	—(1)	—(1)
6		—(—)	—(—)	—(1)	—(1)	—(—)	—(—)	1(1)	—(—)	1(1)	1(2)
7		—(—)	—(—)	1(2)	1(2)	—(—)	1(1)	—(—)	—(—)	1(1)	2(3)
8		—	—	—	—	1	—	—	—	1	1

(注) 括弧書は、通年の件数

無関与和解:当事者の自主的な交渉により解決したもの

関与和解:労働委員会が関わった交渉により解決したもの

3 終結事件の概要等

終結状況	申立ての概要	申立日	調査	終結日	審査期間	命令の概要
			審問			
全部救済	申立人A組合員が受けたとするハラスメント等に関し、申立人が行った団体交渉申入れに対する被申立人の対応が、不誠実な団体交渉及び正当な理由のない団体交渉拒否であるとして、誠実な団体交渉の実施等を求めたもの	令7・1・29	3回	令8・3・25	1年2箇月 (421日)	被申立人は、キャンパス・ハラスメント防止対策委員会及び不服申立委員会に係る手続に関する事項であることを理由として、A組合員のキャンパス・ハラスメントに関する申立てについての申立人との団体交渉を拒否してはならない。
			2回			